

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料（案）について

1 2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画において、3年間に必要な介護保険事業に要する費用を見込み、そのうち65歳以上の方が負担する割合から算出して定めています。

2015年度（平成27年度）から次のとおり変更となります。

① 介護保険事業に要する費用の財源

第1号被保険者 (65歳～) 22% 前年度までは21%	第2号被保険者 (40歳～64歳) 28% 前年度までは29%	国 25%	
		広島県 12.5%	福山市 12.5%
← 保険料		← 公費 →	

② 2015年度（平成27年度）からの介護保険料は、介護保険事業に要する費用の増加が見込まれるため、前年度と比べて上昇となります。

所得に応じた保険料となるように、また、低所得者の負担が大きくなりすぎないように、保険料を13段階（現行と同様）とするとともに、基準額に乗じる割合（保険料率）を見直します。

③ 第1段階と第2段階の方の保険料が同一の金額となります。

④ 国の平成27年度予算の成立を踏まえ、低所得者（第1段階及び第2段階）を対象に保険料の軽減を実施する予定です。

軽減を実施した場合は、2015年（平成27年）10月の本徴収から保険料の額を変更し、年間保険料を調整します。

⑤ 段階を区分する基準所得金額が変更となります。

第7段階と第8段階を区分する金額・・・125万円→120万円

第9段階と第10段階を区分する金額・・・300万円→290万円

2 介護保険料の低所得者減免

2014年度（平成26年度）までは、減免対象者は第2段階、第3段階、第4段階の方でしたが、2015年度（平成27年度）からは、第3段階と第4段階の方となります。減免方法及びその他の要件については、変更ありません。

※災害等による減免については、変更ありません。